

【市役所で行う手続き】

各種お手続きについて、一般的な場合を想定して掲載してありますので、全ての方が該当するものではありません。手続きによっては19～23ページの『委任状』が必要となる場合もありますので、ご遺族支援コーナーまたはお問い合わせ先へご確認ください。

世帯主の変更		問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）	89-2133 73-2114
--------	--	--------	---------------	------------------------	--------------------

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> ／	世帯主が 亡くなられた方	世帯主変更	手続きする方の本人確認書類 ※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要となります。

印鑑登録証		問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）	89-2133 73-2114
-------	--	--------	---------------	------------------------	--------------------

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> ／	印鑑登録を していた方	登録証の返納	印鑑登録証

パスポート		問い合わせ先	本庁舎	市民保険課（1階）	89-2133
-------	--	--------	-----	-----------	---------

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> ／	パスポートを お持ちの方	返納手続き ※返納希望の方のみ	パスポート 戸籍謄本または死亡診断書（コピー不可） 届出人と亡くなった方の関係がわかる戸籍謄本（コピー不可）

住基カード・ マイナンバーカード		問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）	89-2133 73-2114
---------------------	--	--------	---------------	------------------------	--------------------

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> ／	住民基本台帳カード マイナンバーカード 通知カード をお持ちの方	返納手続き ※返納希望の方のみ	住民基本台帳カード、マイナンバーカード、通知カード

交通災害共済		問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）	89-2133 73-2114
--------	--	--------	---------------	------------------------	--------------------

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> ／	交通災害共済・ 不慮の災害共済に 該当する方	加入者が亡くなった とき… 共済金請求	交通事故証明書（交通災害のみ） 死亡診断書または死体検案書の写し 加入者証の写し 亡くなった方の戸籍謄本及び住民票（コピー可） 請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード
		子どものいる加入者 が亡くなったとき… 奨学援護金請求	加入者証の写し 請求者の預貯金通帳

使用例
：

7/31

【市役所で行う手続き】

厚生年金		問い合わせ先	鷹巣年金事務所 (北秋田市花園町18-1)
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ /	厚生年金を受給していた方	死亡の届出 未支給年金請求 遺族厚生年金請求	<p>※未支給厚生年金・遺族厚生年金について</p> <p>厚生年金を受給していた方が亡くなった場合、年金事務所での手続きとなり、事前の予約が必要です。 (必要なもの) 亡くなった方の年金証書(基礎年金番号のわかるもの) 請求者となる方の預貯金通帳 手続きする方のご本人確認ができるもの(免許証など) 請求者となる方のマイナンバーがわかるもの <u>※代理人の場合は委任状(21・22ページ)が必要です。</u> ※上記のほか、戸籍謄本などが必要となる場合がありますので、手続きされる前にお問い合わせください。</p> <p>【手続きに関するお問い合わせ先】 鷹巣年金事務所 0186-62-1490 (自動音声案内「5」を選択)</p> <p>【ご予約先】 予約受付専用電話 0570-05-4890</p> <p>※出張相談窓口について</p> <p>出張相談窓口では、未支給年金請求などの手続きを、年金事務所と同様に行っていただけます。 事前に予約のうえ、ご相談・お手続きください。 場所：能代市役所4番窓口 日時：火曜日 午前9時30分から午後3時30分まで ※祝日・年末年始を除く</p> <p>【ご予約・手続きに関するお問い合わせ先】 鷹巣年金事務所 0186-62-1490 (自動音声案内「5」を選択)</p> <p>※死亡届のみの手続き</p> <p>死亡届のみで未支給年金請求などを行わない場合、市役所の窓口でも手続きできます。 (必要なもの) 亡くなった方の年金証書(基礎年金番号のわかるもの) 死亡診断書の写しなど、死亡日が確認できるもの</p> <p>※手続きされる方の住所が能代市以外</p> <p>請求者となる方の住所が能代市以外の場合など、住所地の最寄りの年金事務所でもお手続きが可能です。 事前に予約のうえ、ご相談・お手続きください。</p> <p>【手続きに関するお問い合わせ先】 ねんきんダイヤル 0570-05-1165 または最寄りの年金事務所</p> <p>【ご予約先】 予約受付専用電話 0570-05-4890</p>

【市役所で行う手続き】

国民年金			
		問い合わせ先	本庁舎 ニツ井町庁舎
			市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）
			89-2133 73-2114
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/>	国民年金を受給していた方	死亡の届出 未支給年金請求 遺族基礎年金請求	亡くなった方の年金証書 請求者となる方の預貯金通帳 ※死亡届のみの場合 亡くなった方の年金証書、死亡診断書の写しなど ※上記のほか、戸籍謄本や委任状などが必要となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた方	死亡の届出 遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	亡くなった方の年金手帳 亡くなった方の年金手帳 請求者となる方の預貯金通帳 ※上記のほか、戸籍謄本や委任状などが必要となる場合があります。

健康保険			
		問い合わせ先	本庁舎 ニツ井町庁舎
			市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）
			89-2166 73-2114
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた方	資格喪失、世帯主 変更の届出 葬祭費支給申請	亡くなった方の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証 喪主の預貯金通帳 ※亡くなった方が世帯主の場合 世帯全員分の被保険者証
<input type="checkbox"/>	世帯に国民健康保険加入者がいる世帯主の方	世帯主変更の届出 (亡くなった方が世帯主で社会保険等に加入していたとき)	世帯全員分の被保険者証
<input type="checkbox"/>	社会保険等に加入していた方	お勤め先にお問い合わせください。	

【市役所で行う手続き】

後期高齢者医療		問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）	89-2159 73-2114
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの		
□ ／	後期高齢者医療保険 に加入していた方	資格喪失の届出 葬祭費支給申請(喪主) 高額療養費還付申請 保険料の精算	被保険者証、限度額認定証 喪主及び相続人代表者の預貯金通帳、印鑑（認印）		

介護・高齢者		問い合わせ先	本庁舎 長寿いきがい課（1階）⑩～⑪番窓口 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階）	89-2157 73-5500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	
□ ／	65歳以上の方 または介護認定を 受けていた方	資格喪失の届出	被保険者証、負担割合証、限度額認定証	
□ ／	緊急通報装置 (ふれあい安心電話) の貸与があった方	廃止の申し出 緊急通報装置の返却	書類の提出はありません。 装置を取り外す日時を確認させていただきます。	
□ ／	配食サービスを 受けていた方	廃止届の提出	必要なものはありません。	

【市役所で行う手続き】

市・県民税、固定資産税、 国保税共通		本庁舎 税務課固定資産税係（1階） ⑳・㉑番窓口 89-2127 ニツ井町庁舎 総務企画課（1階） 73-2112
-------------------------------	--	---

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ ／	市・県民税、国保税が課税されていた方、固定資産をお持ちだった方	相続人代表者の指定	※相続人代表者とは…各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。 ※納税通知書の送付先を別に希望する方はご相談ください。
		振替口座の変更 ※口座引き落としで納税されていた方	亡くなった方の納税通知書または領収書 新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印

軽自動車税		本庁舎 税務課市民税係（1階）㉑番窓口 89-2126 ニツ井町庁舎 総務企画課（1階） 73-2112
--------------	--	---

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ ／	農耕作業用の小型特殊自動車、排気量125cc以下の原動機付自転車などを所有していた方（能代市ナンバーのみ）	名義変更 廃車	新所有者及び使用者の印鑑（認印） ナンバープレート（廃車の場合） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めの手続きをお願いします。
		振替口座の変更 ※口座引き落としで納税されていた方	亡くなった方の納税通知書または領収書 新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印

固定資産税		本庁舎 税務課固定資産税係（1階） ⑳・㉑番窓口 89-2127 ニツ井町庁舎 総務企画課（1階） 73-2112
--------------	--	---

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ ／	共有代表者の方	共有代表者の変更	必要なものは特にありません。
□ ／	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	新所有者及び届出者の印鑑（認印） 公正証書遺言 ※公正証書遺言がない場合は、次の書類をお持ちください。（コピー可） 遺産分割協議書（実印必要） 相続関係説明図（ない場合は、戸籍謄本と住民票） 各相続人の印鑑証明書

【市役所で行う手続き】

障がい			
		問い合わせ先	
		本庁舎 福祉課ふれあい福祉係（1階） ⑱～⑳番窓口 89-2153 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ /	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者 保健福祉手帳、 自立支援医療受給者 証（精神通院医療） をお持ちの方	返還手続き	手帳（受給者証） 届出者の印鑑（認印）
□ /	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当 を受給していた方	死亡の届出 未支払手当請求	亡くなったことを証明する書類（死亡診断書の写しなど） 配偶者または扶養義務者の預貯金通帳

特別児童扶養手当			
		問い合わせ先	
		本庁舎 福祉課ふれあい福祉係（1階） ⑱～⑳番窓口 89-2153 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ /	特別児童扶養手当 を受給していた方	受給者死亡の届出 資格喪失の届出 認定申請	亡くなったことが確認できる書類（戸籍謄本など） 特別児童扶養手当証書（ピンク色） 振込先口座申出書（金融機関の証明印が必要です） 新たに受給する方の世帯全員分の戸籍謄本 住民票（無料交付）
□ /	特別児童扶養手当 の対象児童の方	資格喪失の届出 未支払手当請求	亡くなったことが確認できる書類（戸籍謄本など） 特別児童扶養手当証書（ピンク色）

タクシー・ガソリン券 除雪券			
		問い合わせ先	
		本庁舎 福祉課ふれあい福祉係（1階） ⑱～⑳番窓口 89-2153 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ /	タクシー券などを 利用していた方	タクシー券などの 返還	亡くなった方のタクシー・ガソリン券、除雪券

福祉医療（障がい）			
		問い合わせ先	
		本庁舎 市民保険課（1階） 89-2159 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-2114	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
□ /	福祉医療費（マル福） 助成を受給していた 方	資格喪失の届出	受給者証

【市役所で行う手続き】

福祉医療（子ども）				問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	市民保険課（1階） 市民福祉課（1階）	89-2159 73-2114
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/> ／	未就学児及び小中学生、高校生で福祉医療費(マル福)助成を受給していた方	資格喪失の届出	受給者証				

保育施設				問い合わせ先	本庁舎 子育て支援課子ども福祉係（2階） 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階）	89-2946 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/> ／	保育施設を利用していた方	退所の届出	必要なものは特にありません。				
<input type="checkbox"/> ／	保育施設を利用中の保護者の方	教育・保育給付認定の変更申請					

就学援助				問い合わせ先	本庁舎 二ツ井町庁舎	能代教育事務所（1階） 学校教育課（2階）	89-2942 73-5281
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/> ／	就学援助の申請をされる方 就学援助認定世帯の方	就学援助申請	保護者の預貯金通帳 ※事前にお問い合わせください。				

児童手当				問い合わせ先	本庁舎 子育て支援課子ども福祉係（2階） 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階）	89-2946 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/> ／	児童手当支給対象の児童の方	受給事由の消滅額改定（減額）	必要なものは特にありません。				
<input type="checkbox"/> ／	児童手当を受給していた方	未払手当請求 認定請求	児童の預貯金通帳 新受給者の預貯金通帳、健康保険証				

【市役所で行う手続き】

児童扶養手当		問い合わせ先 本庁舎 子育て支援課児童家庭福祉係（2階） 89-2947 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当支給 対象児童の方	額改定（減額） 資格喪失の届出	亡くなったことが確認できる書類 児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を 受給していた方	死亡の届出 未払手当請求 認定請求	亡くなったことが確認できる書類 児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を 受給している方で 同居親族・配偶者が 死亡した方	支給停止関係消滅 事由の変更 資格喪失の届出 認定請求	亡くなったことが確認できる書類（配偶者が亡くなった時） 児童扶養手当証書

ひとり親家庭等住宅 整備貸付金		問い合わせ先 本庁舎 子育て支援課児童家庭福祉係（2階） 89-2947 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等住宅 整備貸付金を利用 していた方	死亡の届出	必要なものは特にありません。
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等住宅 整備貸付金を利用 している方の 連帯保証人	保証人変更	必要なものは特にありません。

母子父子寡婦福祉資金		問い合わせ先 本庁舎 子育て支援課児童家庭福祉係（2階） 89-2947 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-5500	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉 資金を利用して いた方	死亡の届出	届出者の印鑑（認印） 亡くなったことが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉 資金を利用して いる方の連帯保証人	保証人変更	借主の印鑑（認印）

福祉医療（ひとり親家庭）		問い合わせ先 本庁舎 市民保険課（1階） 89-2159 二ツ井町庁舎 市民福祉課（1階） 73-2114	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭児童で 福祉医療費（マル福） 助成を受給して いた方	資格喪失の届出	受給者証

【市役所で行う手続き】

ごみ				
		問い合わせ先	本庁舎 環境衛生課清掃係（2階） ニツ井町庁舎 環境産業課（1階）	89-2172 73-4500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	
□ ／	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	ごみ処理施設使用料の減免申請	申請される方の印鑑（認印） （燃えるごみ） 南部清掃工場 85-3225 山本郡三種町鶴川字上笠岡70-21 （燃えないごみ・粗大ごみ） 北部粗大ごみ処理工場 76-3903 山本郡八峰町峰浜沼田字横長根1-5 受入日時：月～土曜日の午前9時～午後4時30分 （日曜日及び1月1日～3日を除く） ※北部粗大ごみ処理工場について、毎月第1・第3の土曜日と月～金曜日の祝日は、施設点検のため受入れできません。 ・ごみは直接清掃工場へ搬入ください。 ・各工場1回限りで、同日中であれば同一工場に2台まで搬入できます（2tトラックは1台まで） ・減免を受けられる期間は、亡くなった日から6か月以内です。 期間内の制度利用が困難な場合はご相談ください。 ※ごみの分別など、詳しくはお問い合わせください。	

墓地				
		問い合わせ先	本庁舎 環境衛生課衛生係（2階） ニツ井町庁舎 環境産業課（1階）	89-2174 73-4500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	
□ ／	向能代金山墓地公園・ニツ井墓地を使用していた方	納骨、承継手続き	墓地使用許可証	

犬				
		問い合わせ先	本庁舎 環境衛生課衛生係（2階） ニツ井町庁舎 環境産業課（1階）	89-2174 73-4500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	
□ ／	犬を所有していた方	飼い主の変更	必要なものは特にありません。	

理容所・美容所・クリーニング所				
		問い合わせ先	本庁舎 環境衛生課衛生係（2階） ニツ井町庁舎 環境産業課（1階）	89-2174 73-4500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	
□ ／	理容所・美容所・クリーニング所を経営していた方	承継手続き 変更（廃止）	確認済証またはクリーニング所届出済証 ※法人等の場合は会社の印鑑が必要です。	

旅館・公衆浴場				
		問い合わせ先	本庁舎 環境衛生課衛生係（2階） ニツ井町庁舎 環境産業課（1階）	89-2174 73-4500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	
□ ／	旅館・公衆浴場を経営していた方	承継手続き 営業停止（廃止）届	旅館業経営許可書または公衆浴場営業許可書 ※法人等の場合は会社の印鑑が必要です。	

【市役所で行う手続き】

上下水道				問い合わせ先	本庁舎	公営企業管理課（2階） 上下水道整備課（2階）	52-5221
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/>	水道、下水道を利用していた方	名義変更・閉栓	問い合わせ先に連絡し、手続きしてください。				

下水道受益者負担金				問い合わせ先	本庁舎	上下水道整備課下水道係（2階）	89-2203
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更	必要なものは特にありません。				

浄化槽				問い合わせ先	本庁舎	上下水道整備課浄化槽係（2階）	89-2202
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/>	個人設置型の浄化槽を使用していた方	管理者変更報告 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。 ※使用休止届の場合、清掃記録（写）が必要です。				
<input type="checkbox"/>	市設置型の浄化槽を使用していた方	地位承継 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。 ※使用休止届の場合、清掃記録（写）が必要です。				

農業集落排水				問い合わせ先	本庁舎	上下水道整備課浄化槽係（2階）	89-2202
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/>	農業集落排水施設を使用していた方	使用人員変更 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。				

市営住宅				問い合わせ先	本庁舎	都市整備課住宅係（2階）	89-2194
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの				
<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり引き続き市営住宅に入居される同居親族	入居承継承認 敷金継承届	亡くなった方の住民票の除票 ※承継の可否など、詳しくは事前にお問い合わせください。				
<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり市営住宅を退去される方	明け渡しの手続き 敷金還付請求	事前にお問い合わせください。				
<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	同居者異動手続き	亡くなった方の住民票の除票				
<input type="checkbox"/>	駐車場を利用していた方	使用中止 使用許可申請	車検証の写し 車検証の使用者と入居者（同居者）が異なる場合は、現に当該車両を使用している旨の自動車使用確約書				

【市役所で行う手続き】

農地			
		問い合わせ先	
		本庁舎 農業委員会事務局（2階） ニツ井町庁舎 農業委員会（1階）	89-2935 73-4515
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> /	農地を相続された方	相続の届出	登記完了証 届出者の印鑑（認印）

森林			
		問い合わせ先	
		本庁舎 林業木材振興課（2階） ニツ井町庁舎 環境産業課（1階）	89-2250 73-4500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> /	森林を相続された方 ※地域森林計画対象 民有林のみ	所有者変更の届出	森林位置図 登記完了証 ※登記完了後に計画対象の確認手続きが必要です。 詳しくはお問い合わせください。

【その他各種制度のご案内】

災害遺児愛護基金 事業給付金			
		問い合わせ先	
		本庁舎 子育て支援課児童家庭福祉係（2階） ニツ井町庁舎 市民福祉課（1階）	89-2947 73-5500
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> /	中学生以下の児童の いる保護者が災害で 亡くなった場合	給付金受給申出	死亡診断書の写し 戸籍謄本（亡くなった方の遺児であることがわかるもの） 保護者の印鑑（認印）

福祉医療（子ども・障がい ・ひとり親家庭）			
		問い合わせ先	
		本庁舎 市民保険課（1階） ニツ井町庁舎 市民福祉課（1階）	89-2159 73-2114
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> /	福祉医療費（マル福） 助成受給者が同世帯 にいる場合	受給者証の変更	受給者の健康被保険者証 身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方） 受給者証
<input type="checkbox"/> /	福祉医療費支給を申 請していた場合	振込口座の変更	相続人となる方の預貯金通帳